

議案第46号

令和3年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算

令和3年度川崎市の卸売市場事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和4年2月14日提出

川崎市長 福田紀彦

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 卸売市場 事業費	2 施設整備費	北部市場施設整備事業	千円 114,824
		南部市場施設整備事業	50,165
合	計		164,989